

## 第6条（解釈規定）

### （解釈規定）

**第6条** 第4条第1項から第4項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治29年法律第89号）第96条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

### 1 趣旨

法第4条第1項から第4項（第5条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事業者の行為により消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合について、同時に民法の詐欺・強迫（同法第96条）が成立するときは、消費者は詐欺・強迫の規定に基づいてもこれを取り消すことができる。本条はこのことを確認的に規定するものである。

### 2 条文の解釈

#### 「妨げるものと解してはならない」

法第4条第1項から第4項の規定により消費者の消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示が取消しの対象となり、かつ、これについて民法の詐欺・強迫が成立する場合には、消費者はこの両方を主張することができることを、確認的に規定するものである。